

水循環企業登録・認証制度 FAQ

No	分類	質問	No	回答
Q1	制度について	水循環企業登録・認証制度の目的は何ですか。	A1	近年、企業においては、企業の社会的責任（CSR）や持続可能な開発目標（SDGs）の動向に加え、気候変動や水リスクなど、様々な課題への更なる対応が求められているところです。 これらの背景を踏まえ、近年、企業による多様な水循環に資する取組が実施されています。 また、平成26年に制定された『水循環基本法』では、事業者の責務として、企業においても健全な水循環に資する取組を行うことが求められています。 これらのことから、内閣官房水循環政策本部事務局では、水循環に資する企業の取組を積極的に認証し、インセンティブを高めることにより、より一層企業の取組を促進することで、社会全体で水循環に向き合うことを目的としています。
Q2	制度について	「水循環CHALLENGE企業」として登録された場合のメリットを教えてください。	A2	情報提供を中心としたアフターサポートや水循環CHALLENGE企業ロゴマークが使用可能といったメリットがございます。詳細は、「水循環企業登録・認証制度について」P28～32をご覧ください。
Q3	制度について	「水循環ACTIVE企業」として認証された場合のメリットを教えてください。	A3	水循環ACTIVE企業として取組紹介や水循環企業登録・認証制度ポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）への掲載、水循環ACTIVE企業ロゴマークが使用可能といったメリットがございます。詳細は、「水循環企業登録・認証制度について」P28～32をご覧ください。
Q4	制度について	NPO法人や市民団体等は申請できますか。	A4	本制度は、企業を対象としており、NPO法人や市民団体等の申請は受け付けておりません。
Q5	申請手続き	申請方法や、申請書・水循環に資するアクションプラン・アクションレポート等の書き方などが分からない場合は、どこに問い合わせればよいですか。	A5	【問合せ先】 内閣官房水循環政策本部事務局（国土交通省水管理・国土保全局水資源部水資源政策課内） TEL : 03-5253-8392（直通） E-mail : hqt-water.corpactive■ki.mlit.go.jp ※■を@に置き換えてください。
Q6	申請手続き	申請可能な法人を具体的に教えてください。	A6	主に下記2点を満たす場合、申請が可能です。 ①日本国内に本社、本店、支社、営業所等の事業所を有し、国内国外を問わず事業を営む者で、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社であること。※ 有限会社を含む。 ②誓約書（別紙様式第2号）の項目全てにチェックできること。 ※詳細は、水循環企業登録・認証制度実施要綱（以下、本資料において要綱という。）をご確認ください。
Q7	申請手続き	申請にあたり、手数料や認証料などの費用はかかりますか。	A7	申請に係る手数料は無料です。 ただし、申請に関連して必要となる費用（メールに係る通信料等）は、全て申請者様のご負担となります。
Q8	申請手続き	本社を含め、国内に複数の事業所（支店・営業所・工場等）で取組を実施する場合、本社一括で申請するのですか、事業所それぞれで申請するのですか。	A8	本社において一括で申請してください。支店など事業所単位での申請はできません。

Q9	申請手続き	海外に所在する事業所における取組は申請可能でしょうか。	A9	可能です。 申請にあたっては、A8のとおり、本社において一括で申請してください。
Q10	申請手続き	グループ会社各社から申請することは可能でしょうか。	A10	申請可能です。
Q11	申請手続き	申請書類はどのように提出すれば良いですか。	A11	申請書類は、電子メールにより電子データで提出してください。 詳細は、「水循環企業登録・認証制度について」P7～27をご覧ください。 または、ポータルサイト内の以下のWEBページをご覧ください。 水循環ACTIVE企業への新規申請： https://www.cas.go.jp/seisaku/mizu_junkan/certification/html/active_update.html 水循環ACTIVE企業の更新申請： https://www.cas.go.jp/seisaku/mizu_junkan/certification/html/active_update.html 水循環CHALLENGE企業への申請： https://www.cas.go.jp/seisaku/mizu_junkan/certification/html/challenge_apply.html
Q12	申請手続き	郵送、持参による申請は可能ですか。	A12	郵送、持参による申請は受け付けておりません。電子メールによる提出をお願いします。
Q13	申請手続き	申請書類は手書きしたものを提出できますか。	A13	手書きによる紙媒体・PDFファイルの申請書類は受け付けておりません。
Q14	申請手続き	申請から登録・認証（登録証・認定証の発行）されるまでどれくらいかかりますか。	A14	10月以降順次、登録証・認定証を発行・送付します。
Q15	申請手続き	審査結果は、いつ、どのように連絡が来るのですか。	A15	審査後、事務局より申請書記載のメールアドレス宛てに、「登録証・認定証」をPDFで送付します。
Q16	申請手続き	交付された登録証・認定証はコピー（印刷）して掲示しても良いでしょうか。	A16	問題ありません。ただし、第三者への配付や改変はご遠慮ください。
Q17	申請手続き	水循環企業登録・認証制度の申請受付期間はいつまでですか。今後も受付期間を設けますか。	A17	令和7年度の申請受付期間は7月1日（火）～8月29日（金）となります。次年度以降も年1回一定の申請受付期間を設ける予定です。

Q18	申請手続き	登録・認証後の申請内容の変更は可能でしょうか。	A18	水循環企業登録・認証制度変更届（別紙様式第6号）に変更内容を記載のうえ、速やかに提出して下さい。変更届は随時、受け付けます。 なお、水循環ACTIVE企業は、認証後に、水循環に資するアクションレポート（別紙様式第4号）の変更はできません。
Q19	申請手続き	水循環ACTIVE企業の認証の有効期間が満了する場合、継続して認証を受けるにはどうすればいいのでしょうか。	A19	今年度の申請期間内に、要綱第10条の更新申請を行って下さい。 なお、今年度の申請は令和7年7月1日（火）～8月29日（金）となっております。
Q20	申請手続き	水循環CHALLENGE企業として登録された後、水循環に資する取組を実施しましたが、アクションプランに記載した目標指標を達成できませんでした。水循環ACTIVE企業として認定されますか。	A20	水循環CHALLENGE企業として登録した際の目標指標を満たせなくても、水循環ACTIVE企業として認定されます。 この場合、次年度のあらかじめ定められた申請期間内に、要綱第7条の申請及び取組実績の証明が必要です。
Q21	申請手続き	自社が取り組んでいる内容が申請対象か分からないのですが、どうすればいいのでしょうか。	A21	水循環に資する取組がなされているか、「（別紙参考）アクションプラン・レポート作成のための取組別指標の例」を確認のうえ、申請してください。
Q22	申請手続き	水循環に資する取組であれば、どのような取組でも登録や認証の対象となりますか。	A22	本制度は、社会貢献的な取組について、登録・認証する制度です。単に、企業の本業・社業に留まっているような取組は、登録・認証の対象となりません。 企業の本業・社業に留まっていると判断される取組の例 （1）自社の製品・商品・サービス等の開発・販売 （2）地方公共団体等との災害協定の内容が請負契約等になっており、対価が発生する取組 （3）単なる会社や自社の製品等のPRと受け取れる社外への教育・啓発等の取組 （4）受注工事や業務委託等の範囲内の取組
Q23	申請様式(全般)	申請様式への押印は必要ですか。	A23	押印は不要です。 水循環企業登録・認証制度申請書（別紙様式第1号） 水循環に資するアクションプラン（別紙様式第3号） 水循環に資するアクションレポート（別紙様式第4号） 水循環企業登録・認証制度更新申請書（別紙様式第5号）については、Excel形式 誓約書（別紙様式第2号）についてはPDF形式にて、電子データでご提出ください。
Q24	申請様式(全般)	代表者の役職（肩書）はどうすればよいですか。	A24	会社法（平成17年法律第86号）第326条第1項に規定する取締役としてください。
Q25	申請様式(全般)	記入欄に内容を書ききれないのですが、枠を拡大する、フォントを小さくするといった書式の変更は可能でしょうか。	A25	枠の拡大やフォントといった書式の変更はしないで下さい。書ききれない場合でも、そのまま入力していただいて問題ありません。
Q26	申請様式(全般)	各種申請様式（添付資料等も含め）は公表されますか。水循環ACTIVE企業に認定されましたが、取組がHPに公表されるとなっております。どのように公表されますか。	A26	申請された様式をそのまま公表することはありません。 水循環に資するアクションレポート（別紙様式第4号）のNo.1・No.2に記載した取組を、所定の形式で公表します。 同様式の『取組・事業名』・『取組内容』に記載いただいた内容や『ホームページURL』・『画像』として添付していただいた内容を、会社のロゴマークと一緒に紹介いたします。 詳しくは、ポータルサイト内の以下のWEBページをご覧ください。 https://www.cas.go.jp/ip/seisaku/mizu_iunkan/certification/html/active_introduction.html

Q27	申請様式 (別紙様式第1号) 申請様式 (別紙様式第5号)	「業種」について、どれを選んだら良いかわかりません。	A27	業種は、日本産業分類をベースにしておりますが、複数当てはまる場合は、貴社にとって特に重要な業種を1種選んでください。
-----	----------------------------------	----------------------------	-----	--

Q28	申請様式（別紙様式第3・4号）	水循環に資する取組の分類例の中に、取り組んでいる（今後取り組みたい）活動が、当てはまらない場合はどうしたら良いですか。	A28	「（別紙参考）アクションプラン・レポート作成のための取組別指標の例」を参考に、貴社の取組が関連する分類がないか御確認いただき、可能な限り①～⑭の分類に当てはめてください。それでも難しい場合には、「⑮ その他」を選択ください。
Q29	申請様式（別紙様式第3・4号）	水循環に資する取組は、他者とのパートナーシップによって推進しているものでもよいですか。	A29	他者とのパートナーシップにおける自社の取組に焦点を当てて申請してください。
Q30	申請様式（別紙様式第3・4号）	関係団体は、個別具体的な名称が必要ですか。	A30	できるだけ具体的な名称（固有名詞）のほうが望ましいですが、困難な場合は抽象化のうえ記入しても問題ありません。（例：〇〇県〇〇関連企業A社など） なお、水循環に資するアクションレポート（別紙様式第4号）のうち、取組内容に記載された内容等は公表となるため、取組内容に関係団体名を記入する場合は当該関係団体に合意を得た上で記入するようご注意ください。
Q31	申請様式（別紙様式第3・4号）	目標・成果指標の設定は必要ですか。どのような指標を設定すればよいかわかりません。	A31	必ず目標・成果指標の設定をお願いします。 「（別紙参考）アクションプラン・レポート作成のための取組別指標の例」に指標を例示しております。そちらも参照いただき、設定してください。
Q32	申請様式（別紙様式第3・4号）	目標・成果指標は、どの期間で記載すればよいですか。	A32	目標指標の場合、令和7年7月から令和10年7月までの計画を記載して下さい。 成果指標の場合、令和4年4月から令和7年7月までの実績を記載して下さい。
Q33	申請様式（別紙様式第3・4号）	目標・成果指標について、どの程度以上を設定・達成しないといけないのでしょうか。	A33	目標指標を一定以上設定しないと水循環CHALLENGE企業として登録されない、又は成果指標が一定以上達成されていないと水循環ACTIVE企業として認証されないといった基準は設定しておりません。
Q34	申請様式（別紙様式第4号）	直近3年以内の取組実績が1年分しかありませんが、水循環ACTIVE企業として認証されますか。	A34	あらかじめ定められた申請期間内に、要綱第7条の申請及び取組実績の証明が可能であれば、水循環ACTIVE企業として認証します。
Q35	申請様式（別紙様式第4号）	ポータルサイトにて紹介される取組は、1つの取組のみですか。	A35	1申請につき、水循環に資するアクションレポート（別紙様式第4号）に記載された取組のうち、認証の対象であるNo.1及びNo.2の取組を公表します。
Q36	添付書類	添付書類となっていますが、企業のロゴマークや取組状況を示す写真は何に使われますか。	A36	ポータルサイトによる水循環ACTIVE企業の取組紹介や事務局が広報等にて作成する資料に使用します。 取組状況を示す写真に人物などが写り込んでいる場合は、特定できないように加工いただくか、本人の許可を取るなど公表可能な内容のものを添付してください。 なお、ポータルサイトにてどのように公表されるかは、A26をご確認ください。

Q37	添付書類	企業のロゴマークの添付は必須ですか。	A37	任意ではありますが、ポータルサイト内の水循環ACTIVE企業の取組紹介や事務局が作成する広報資料など様々な場面で水循環ACTIVE企業のご紹介するために使用するため、なるべく添付いただきますようお願いします。
Q38	ロゴマーク	水循環企業登録・認証制度の登録・認証を受けていませんが、ロゴマークを使用することはできますか。	A38	本制度の登録・認証を受けていない場合は、ロゴマークの使用はできません。
Q39	ロゴマーク	水循環企業ロゴマークを使用する際の手続きを教えてください。	A39	手続きは不要です。 水循環CHALLENGE企業として登録された場合、水循環CHALLENGEロゴマーク 水循環ACTIVE企業として認証された場合、水循環ACTIVEロゴマークが使用可能です。 なお、使用にあたっては、「水循環企業ロゴマーク使用規程」及び「水循環企業ロゴマーク使用ガイドライン」を必ずご確認ください。
Q40	ロゴマーク	水循環企業ロゴマークの使用方法や使用上の注意などを教えてください。	A40	例えば、自社のホームページ、名刺、コーポレートレポート等に活用可能です。 ただし、製品・サービス等のパンフレット等に使用する場合には、必ず、自社名や自社ロゴマークと併せて使用するとともに、「当社は水循環ACTIVE企業に認証、もしくは水循環CHALLENGE企業に登録された企業である」旨を記載し、製品・サービス等の品質を担保・証明するものとして誤認されるような使用をしないこと。 本ロゴマークは、水循環企業として登録・認証されている間のみ使用できます。 使用上の注意などの詳細は、「水循環企業ロゴマーク使用規程」及び「水循環企業ロゴマーク使用ガイドライン」を必ずご確認ください。
Q41	ロゴマーク	水循環企業ロゴマークのデータは提供してもらえますか。	A41	提供できます。事務局にメール若しくは電話にて問い合わせください。 なお、データはJPEGデータのみとなっております。
Q42	ロゴマーク	ホールディンググループの場合、持株会社が認証を受ければ、各事業会社も水循環企業ロゴマークの使用ができますか。	A42	水循環企業ロゴマークの使用をはじめ、事務局が水循環CHALLENGE企業・水循環ACTIVE企業に実施するアフターサポートを受けることができるのは、事務局が登録・認証した企業のみとなります。 各事業会社がアフターサポートを受けるには、別途、水循環CHALLENGE企業として登録又は水循環ACTIVE企業として認証される必要があります。